

和歌山県ナース章授与規程取扱要領

(主旨)

第1条 和歌山県ナース章授与規程（昭和45年和歌山県告示第514号）第4条の規定により、この要領を定める。

(受章者の範囲等)

第2条 受章者は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有し、和歌山県内において業務に現に従事し、又は従事したもののうち、原則として50歳以上の者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療施設又は公衆衛生業務に25年以上勤務又は従事し、県下看護業務の向上発展に貢献した者
- (2) 看護師等学校又は養成所の専任教員の職に15年以上在籍し、看護教育及び看護業務の資質の向上に特に貢献した者
- (3) 重症心身障害児施設等において、看護業務に10年以上従事し、その業務に特に貢献した者
- (4) へき地等において、継続して10年以上医療施設又は公衆衛生業務に勤務又は従事し、看護業務等の向上に特に貢献した者
- (5) 災害、その他非常時において被災者の看護等に従事し、その功績が特に顕著な者で他の模範となる者
- (6) その他看護業務等に15年以上勤務し、特に受章することが適当と認められる者

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げる者は、受章者とししない。

- (1) 春秋叙勲を受けた者
- (2) 旧和歌山県表彰規程（昭和18年和歌山県告示第210号）及び和歌山県表彰規程（昭和41年和歌山県告示第176号）に基づき表彰を受けた者

(受章候補者の推薦)

第3条 受章候補者の推薦は、次の団体の長が行うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、県関係課長が推薦することができるものとする。

- (1) 一般社団法人和歌山県医師会
- (2) 公益社団法人和歌山県病院協会
- (3) 公益社団法人和歌山県看護協会
- (4) 一般社団法人和歌山県助産師会
- (5) 和歌山県保健所長会
- (6) 和歌山県市町村保健師協議会

2 受章候補者の推薦は、次の関係書類を知事に提出して行うものとする。ただし、受章候補者が2人以上ある場合は、推薦書に推薦順位をつけなければならない。

- (1) 推薦書（別記第1号様式）
- (2) 功績調書（別記第2号様式）
- (3) 履歴書（別記第3号様式）

(その他)

第4条 原則として現在業務に従事している者を優先する。

2 過年度において推薦されたものの受章しなかった者については、再度推薦することができる。

附 則

この内規は、昭和45年7月14日から実施する。

附 則

この内規は、昭和57年9月11日から実施する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から適用する。

ただし、第4条及び第5条の改正規定は、昭和62年6月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成15年8月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年3月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月17日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月5日から適用する。